解散公告

当社は、平成二十三年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

北九州市八幡西区養福寺町四番二〇号

有限会社ナーシングエナジー

清算人　古田勢津子

解散公告（第一回）

当法人は、臨時総会及び通常総会の決議を経て平成二十三年十一月二十八日文部科学大臣の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

東京都港区南麻布五丁目一〇番二五号

社団法人東亜科学技術協力協会

代表清算人　大澤　弘之

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

東京都港区麻布十番二丁目一一番五―四〇三号

特定非営利活動法人田園生活

清算人　中　博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

東京都港区西新橋三丁目二五番三三号ＮＰ御成門ビル

特定非営利活動法人三次元デジタル技術検定協会

代表清算人　竹内　治男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十月十九日開催の臨時社員総会の決議、平成二十三年十一月二十一日信越総合通信局長及び長野県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

長野市問御所町一二〇〇番地三

社団法人長野県テレビジョン放送中継施設整備協会

代表清算人　相崎　由松

解散公告（第二回）

当法人は、平成十七年三月五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

北海道登別市中央町五丁目六番地一

社団法人登別青年会議所

清算人　小笠原春一

解散公告（第二回）

当法人は、平成十七年三月五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

北海道室蘭市東町二丁目二三番六号

社団法人室蘭青年会議所

清算人　石原　一人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月十五日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十三年十二月一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

山形県酒田市山居町一丁目一番八号

財団法人北斗会

清算人　酒井　忠久

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月三十一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出が無い時は清算から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

奈良県吉野郡東吉野村大字中黒三三六番地

財団法人中黒区自治会

代表清算人　大丸　嘉彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

大分県玖珠郡九重町大字後野上八の一

財団法人九重町振興事業団

清算人　時松　信康

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年八月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

大分県日田市天瀬町桜竹六七一番地二

社団法人日田市天瀬農業公社

代表清算人　梅木　哲

第八十期決算公告

平成二十三年九月三十日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　　千円

流動資産　四八九、三三九、五六三

固定資産　四、一三六、六一二

資産の部合計　四、六二六、二二一

負債の部

流動負債　三、四五〇、六六二

固定負債　三、七九〇、二二六

負債の部合計　千円

純資産の部

株主資本　八三五、九九五

資本金　一三五、〇〇〇

利益剰余金　七〇〇、九九五

利益準備金　三三、七五〇

その他利益剰余金　六六七、二四四

（うち当期純利益）　（一一、二三四）

純資産の部合計　八三五、九九五

負債・純資産の部合計　四、六二六、二二一

平成二十三年十二月十六日

大阪市福島区野田一丁目一番八六号

大阪中央冷蔵株式会社

代表取締役社長　奈良　正志

配当公告

愛知県西尾市吉良町富田東屋敷四〇番地三、旧表示愛知県幡豆郡吉良町大字富田字東屋敷四〇番地三　破産者　大丸産業株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十一年（フ）第一六二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金八一六、一〇二、七〇六円

一、配当することのできる金額

金九八、三四九、五七三円

平成二十三年十二月十六日

愛知県岡崎市戸崎町字上り場西四九番地天政ビル二階　破産管財人　牧野　守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市北区新琴似三条七丁目一番、最後の住所北海道石狩市花川南二条一丁目一九番地三　レオパレス石狩フローラ二〇一号

被相続人　亡　能登谷信司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

事務所　札幌市中央区南四条西一一丁目サニー南四条ビル二階　新川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　新川　生馬